

## Q & A 欄

### 問1

**Q：防衛装備品等とはなんですか？**

A：防衛基盤整備協会賞の対象とする防衛装備品等とは、「昭和48年防衛庁訓令第4号」に示された装備品等のうち、研究、開発、改善、改良等の過程を経たものです。

### 問2

**Q：自主的な技術とはなんですか？**

A：社内の研究開発活動などによって得られた技術的成果やノウハウをいいます。ただし、社内で利用可能な技術であっても、ライセンス許諾に基づくものや一般的に利用されているとみなされる技術は含みません。必須なものではありませんが特許や実用新案として認められたものは、自主的な技術の例です。

### 問3

**Q：採用され、運用上優れているか、もしくは優れた性能等の結果が出ているものとはどのようなものなのでしょうか。**

A：運用時一定の性能発揮を担保されることが期待できる条件として、量産されるものは「量産契約」、それ以外については「完成検査終了」などが成立しているものを対象とします。

### 問4

**Q：防衛装備品等への適用の時期とはどのようなものですか？**

A：防衛装備品等の研究・開発、改良・改善または生産技術の改善などにおいて、自主的な技術の適用を終了した時点（〇年△月頃）です。これにより提案された自主技術適用の成果を、対象とする防衛装備品等に係る全体契約との関係での評価が可能となります。

### 問5

**Q：協会賞の対象となる業績の分野として、「国、地方公共団体その他これらに準ずる機関から直接委託を受け又は補助を受けて実施したものは除く」とありますが、例えば、国との契約に基づいて開発した防衛装備品等は協会賞の対象とはならないということでしょうか？**

A：国などとの契約で得られた技術的成果は、協会賞の対象とはなりません。その契約締結の有無に関わらず、企業が保有する或は同時並行的に検討されている技術を直接、或は保有する技術を変化させて国との契約に基づく防衛装備品等の開発に適用した場合は、自主的な研究開発として協会賞の対象となります。なお、過去において国などとの契約で得られた技術的成果のうち、時間が経ち商品への利用実績等がある場合企業が保有する技術に含めます。